

明監報第 1 1 号

環境部定期監査結果報告のこと

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成 2 7 年(2015 年) 6 月 8 日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 千 住 啓 介

同 宮 坂 祐 太

環境部定期監査の結果について

I 監査の対象

環境部

環境総務課 環境保全課 資源循環課 収集事業課
明石クリーンセンター

II 監査の期間

平成27年4月28日から平成27年6月8日まで

III 監査の範囲

平成27年2月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

環境部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであ

るが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。